

情 報

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年5月分)	… 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 5
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230509	株式会社 ギオン(法人番号6021001011763)代表者:紙園彬之介	神奈川県相模原市中央区南橋本1-5-1	大野台第二センター	神奈川県相模原市南区大野台2-26-31	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月7日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)	1	0
20230512	株式会社 グレートバックエクスプレス(法人番号9010601031384)代表者:渡辺富敏	東京都江東区古石場3-13-9	本社	東京都江東区古石場3-13-9	事業停止(60日間)、輸送施設の使用停止(130日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月7日及び同年6月16日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(12)事業計画(貨物自動車利用運送を行うかどうかの別)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画(自動車庫の廃止)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(15)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	73	73
20230516	有限会社 アクティブ(法人番号5030002096970)代表者:小峰 元生	埼玉県東松山市松葉町2-5-12-304	群馬	群馬県太田市浜町52-8	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第24条	労働局からの通報を端緒として、令和4年9月1日及び同年9月12日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(3)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
20230516	ピズキャリー 株式会社(法人番号6040001094552)代表者:佐久間 孝紀	千葉県船橋市前原西4-17-15 ウェルズ21津田沼パート11A	本社	千葉県船橋市前原西4-17-15 ウェルズ21津田沼パート11A	輸送施設の使用停止(220日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月26日、同年8月2日、同年8月29日及び同年10月12日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	22	22
20230516	野口 弘吉	埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原317	本店	埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原317	輸送施設の使用停止(185日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月5日、同年8月24日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230516	株式会社 天晴運送(法人番号3020001096999)代表者:齋藤 史郎	神奈川県川崎市高津区久末1491-9 パースンティ-日吉台105	新川崎配送センター	神奈川県川崎市幸区小倉2-10-18	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和4年8月30日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
20230516	富士流通 有限会社(法人番号4011702009836)代表者:作田 典久	東京都江戸川区東葛西1-32-15	本社	東京都江戸川区東葛西1-32-15	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月18日及び同年9月7日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4)	9	9
20230516	日本通運 株式会社(法人番号4010401022860)代表者:堀切 智	東京都千代田区神田和泉町2	国立航空貨物センター	東京都国立市泉4-8-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20230516	Future Line 株式会社(法人番号4070001027916)代表者:町田 悠輔	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1401-5	本社	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1401-5	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月25日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20230516	協和コーポレーション 株式会社(法人番号7011301001968)代表者:岡部 昭人	東京都杉並区上井草3-4-23	神奈川	神奈川県大和市上草柳8-3-21	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月3日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230519	株式会社 常伸産業(法人番号3050001037182)代表者: 荘司 常雄	茨城県龍ヶ崎市大徳町96-12	本社	茨城県龍ヶ崎市大徳町96-12	事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(319日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年5月10日及び同年6月8日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	34	34
20230530	酒井梱包運輸 有限会社(法人番号4010002002551)代表者: 酒井 行雄	東京都文京区湯島3-10-8	本社	東京都文京区湯島3-10-8	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和4年7月22日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	25	16
20230530	有限会社 三枝自動車工業(法人番号5090002001248)代表者: 三枝 竜一	山梨県中巨摩郡昭和町西条386-4	本社	山梨県中巨摩郡昭和町西条386-4	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月17日、同年9月2日及び令和5年1月27日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	11	11
20230530	エヌエヌ商事 株式会社(法人番号1060001009686)代表者: 七井 伸之	栃木県宇都宮市清原工業団地18-1	清原ロジセンター	栃木県宇都宮市清原工業団地18-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月28日及び同年8月23日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和5年6月28日
(2) 事業者の氏名又は 名称及び主たる事務 所の位置	弁天丸商店 有限会社
	代表者名 須田 祐二
	千葉県袖ヶ浦市蔵波107
(3) 当該行政処分等に 係る営業所の名称及 び位置	本社営業所
	千葉県袖ヶ浦市蔵波107
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分50日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>名義貸しがあった旨、千葉県木更津警察署からの通報を端緒として、令和2年11月6日及び同年11月10日、監査を実施したところ9件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）</p> <p>(3) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(4) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）</p> <p>(5) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(6) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(7) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項）</p> <p>(9) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 35点

令和5年6月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年6月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社コスモ交通（法人番号：7040002069833） 代表者 岡村 正美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県君津市糸川586-1 （本社営業所） 千葉県君津市糸川586-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 240日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月12日、令和4年7月20日及び令和4年8月8日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 24点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年6月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年6月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	平川観光株式会社（法人番号：1050001013978） 代表者 平川 重夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町大字長井戸730-22 (本社営業所) 茨城県猿島郡境町大字長井戸字原割730-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 500日車 輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年8月23日及び令和4年9月14日、定期的な監査を実施。15件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(7)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(8)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(10)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)運転者に対する指導監督実施記録の不実記載(運輸規則第38条第1項)、(13)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 50点 当該事業者の累積点数 50点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)